

令和元年度 行政書士試験総評

<総評>

気になる合格率は23年度8.0%、24年度9.2%、25年度10.1%、26年度8.2%、27年度13.1%、28年度は9.9%、29年度は15.7%、30年度は12.7%である。2年連続の10%超えはイレギュラーであり、概ね8%から10%の範囲に収まっている。

本年度5肢択一は全体として30年度よりも難易度は上がっている。

配点が多く最も気になる法令記述の問44（行政法）は、行政法としては平成19年依頼12年振りの「行政手続法」からの出題であった。出題内容は平成26年改正のオーソドックスなものであった。

問45（民法）は共有の基本の論点で満点近く得点できる問題である。問46（民法）は条文からの問題とはいえ、なじみのない「第三者のためにする契約」であった。「第三者のためにする契約」は択一式でも未出題ということもあり、部分点が取れる程度か。

なお、最後まで受講した受講生であれば記述60点満点で30点は得点できる。

組合せ問題は法令13問（前年12問）、一般知識4問（前年7問）出題されてはいるが、正解率の下がる個数問題は出題されていない。しかし、組合せ問題数でみると、法令が難易度が上がり、一般知識は難易度が下がったといえる。

一方、業務に関する一般知識は前年度よりもかなり難易度が下がっている。一般知識で得点を大きく積み上げることができたのではないだろうか。

法令科目の学習方法は、条文を丹念に読み込みながら、著名な判例は確実に理解をしておくという法令試験での基本的なスタイルを貫くことが合格への近道。

一般知識科目の学習方法は、社会的に注目される問題を丹念にフォローしていく。最も得点が見込まれる「文章理解」は定期的に問題を解いて、解法を磨いておくこと。

以下に科目別の総評を行う。

【法令択一】

「憲法」は択一5問と問題数に変化はなかった。前年度は過去問レベル（Cレベル）1問であったが、本年度も1問で同数であるが、内容的に前年よりも難易度が高い。なお、問題の表現が法学部テイストであり、印象としては難しく感じる場所もあった。

合否を決める「行政法」は19問（地方自治法を含む）。全体を見ると例年並みのレベルといえるが、問20「損失補償」の判例は憲法でよく出題される補足意見をベースにした空欄補充形式の問題であるが、候補が最も少ない肢が正解肢という意地悪い出題であった。

「行政手続法」は例年通り3問出題されたが、例年通り難易度は低い。

「行政不服審査法」は大改正後3問出題されており、本年も予想通り3問の出題であった。

「行政事件訴訟法」は問26の判例問題を含め4問。問26を以外の難易度は低い。

「国家賠償法」1問出題、「損失補償」1問の出題。例年は得点源だが、前述のように問20は難易度が高い。

「地方自治法」は例年通り3問出題された。本年はヒネリがなかった。

問25と問26はテーマを絞って判例の正誤を判断させる問題である。テーマとしてはオーソドックスであるが、いずれも難易度は高い。

「民法」は前年に比較して全体的に難易度がアップしている。例年少なくとも1問は出題される過去出題されたことのないテーマである「奇問」はないが。

問 27「時効の援用」はイ肢・ウ肢を除き判例ベースであり、難易度はやや高い。

問 28「代理」は民法での出題は予想通りであり、難易度は低い。

問 29「動産物権変動」は判例ベースであり難易度が高い。不動産物権変動は頻出なので、動産物権変動は手が届かないといえる。

問 30「用益物権等」は肢ごとを冷静に取り組みとそれほど難しくはないが、横断的な知識を求めているということであれば難易度は高いといえる。

問 31「質権」は担保物権でいえばマイナーなテーマであるものの正解肢が基本なので得点できる。

問 32「転貸借」はオーソドックなテーマであり、難易度の高い肢もあるものの正解はできたのではないか。

問 33「事務管理・委任」は過去問で相違点が出題されているので、正解肢は確実に選ばなければならない。

問 34「不法行為」は4肢（正解肢）が初出題。ただし、他の肢は不法行為の判例としては基本なので正解できる。

問 35「親族（氏）」はマイナーなテーマで難易度は低い。

「商法・会社法」は例年同様に4問が会社法からの出題であった。特別難しい問題はないとはいえ、手が回っていないのであれば残りの会社法4問のうち1問は正解したい。

【法令多肢選択】

例年同様「憲法」1問、「行政法」2問出題。憲法は初出題の判例のため難易度がやや高い。

【法令記述】

例年通り「行政法」1問、「民法」2問となった。「行政法」は「行政手続法」からの出題。満点は難しいかもしれないが、14点程度は得点できるレベル。

「民法」は前年「総則」「債権」であったが本年は「物権」「債権」の各1問となった。

問 45は条文ベースで非常に基本問題のため満点を取るべきレベル。

問 46は条文通りでとはいえ、「第三者のためにする契約」が択一を含めて初出題ということもあり、部分点として6点程度取ればよいか。

記述問題は合格するために最低必要な30点は取れるレベルである。

【一般知識】

問 47は「日中関係」がテーマ。日本史（外交史）の問題であり、学習経験がないと難易度は高い。

問 48「女性の社会参加」は初出題。しかし、総合答練第3回問48の出題を覚えておけば確実に得点できた。

問 49「行政改革」という出題だが、正解肢は行政手続法。気づけば難易度が低い。

問 50「雇用・労働」は難易度は高いとしているが、「働き方改革」の出題を予想（総合基礎模試問52の3肢・公開模試問53の3肢）があったので、オ肢が正しいと判断できる。エ肢も「働き方改革」だが、職種が論点だったのでこれは難易度が高い。

問 51「経済用語」は正解肢が基本とはいえ、1肢と5肢は難易度が高く、全体としては難しい問題といえる。

問 52「元号」も予想通りの出題（総合基礎模試問 49）。難易度は低い。
 問 53「産業廃棄物処理」はここ数年出題されている行政書士実務系問題。しかし、前年に比較すると過去にも出題されているテーマであり基本問題。
 問 54「情報通信」ニュースをよく見ていればかなり基本問題。
 問 55「通信の秘密」は憲法での出題テーマであるが、法令での出題。難易度は高い。
 問 56「アナログ方式」は知識がほぼなくても正解肢は選べる。
 問 57と「個人情報保護法」は「個人情報保護委員会」が出題された。テーマとしてかなりマイナーだが、正解肢が明らかに誤りなので、正解はできる。
 「文章理解」は例年並みで難易度は低い。合格のためには2問は正解しなければならない。

【学習指針】

従来判例問題は多い。本年度、特段判例問題が多いわけではないが、長文に及ぶ問題もあり、時間配分の成否が合否の鍵を握る。
 一方、行政法を中心に正確な条文知識があれば、正解できる問題も多い。
 当然のことながら、まずは条文をしっかりと読み込み、条文知識が固まれば判例をおさえていくことである。
 また、ここ5年来言われ続けている「法的思考力」を試す問題も必ず出題されるため、必須論点は、事例に落とし込むことも重要。
 一般知識はニュースを真剣に観ることがしか対策はない。

〈採点基準〉

来年1月29日の合格発表まで採点基準は公表されないが、前年同様の基準と予想される。

法令択一	4点×40問＝160点	一般知識択一	4点×14問＝56点
法令多肢選択	8点×3問＝24点		
法令記述	20点×3問＝60点		
法令合計	244点	総合計	300点

■法令記述は部分点があります。採点は2点刻みで行われています。

■多肢選択式は、空欄1箇所正解につき2点配点されます。

☆合格点 180点以上（法令122点以上、かつ、一般知識24点以上）
□一般知識が24点未満の場合、法令記述は採点されません。

【参考】平成26年度試験では唯一合格ラインが166点に下げられたことがある。

行政書士試験問題傾向について

1. 個数(組み合わせ)問題について

	29年度		30年度		令和元年度	
	法令	一般	法令	一般	法令	一般
問題数	6	4	12	7	13	4
構成比	15%	28%	30%	50%	32%	28%

個数(組み合わせ)は法令択一はここ3年で本年度が最も多い。
 一般知識は前年より3問減少。29年度並み。
 なお、27年度以降は個数問題がなく、**組合せ問題のみ**である。

2. 問題内容レベル

	法令択一			一般知識択一		
	29年度	30年度	元年度	29年度	30年度	元年度
A	7	11	9	6	11	5
B	10	10	12	5	1	2
C	23	19	19	3	2	7
合計	40	40	40	14	14	14

※A－過去問題レベルでは解けない。B－過去問題よりやや難。プラスαの知識が必要。
 C－過去問題レベルで十分解ける。

法令択一問題は全体で前年と比較してAレベルが2問減少、Cレベルが増減なしから判断すると、全体的に難易度は大きくは変わらない。

合格するためには、基本問題であるCレベルをいかに高正解率にもっていき、Bレベルをどこまで確実に押さえたで合否が決まる。

一般知識択一問題のAレベルは前年から6問減少、Bレベルが1問増加、Cレベルが前年より5問増加し前年より難易度がかなり下がったといえる。

いわゆる「足切り点」は14問中4問。BCレベルの3問を確実に正解し、Aレベルから2問正解すれば「足切り点」をクリアすることができる。初出題の問題はAとしているが、正解ができないわけではないため、2問は正解したいところである。

ただし、足切り点クリアしたとしても、合格者は一般知識は9問程度正解している。

3. 問題ボリューム

問題冊子のページ数は以下の通り。

	法令	一般知識	合計
平成 12 年	22	14	36
平成 13 年	20	14	34
平成 14 年	21	13	34
平成 15 年	29	15	44
平成 16 年	23	15	38
平成 17 年	27	15	42
平成 18 年	31	12	43
平成 19 年	34	14	48
平成 20 年	34	17	51
平成 21 年	37	14	51
平成 22 年	42	16	58
平成 23 年	35	16	51
平成 24 年	42	15	57
平成 25 年	41	12	53
平成 26 年	43	12	55
平成 27 年	40	13	53
平成 28 年	41	13	54
平成 29 年	38	15	53
平成 30 年	41	14	55
令和元年度	41	13	54

問題ボリューム的には前年よりも 1 ページ減少し 54 ページとなった。概ねここ数年は 53 ページから 55 ページであり、ページ数からいえば例年通りといえる。

なお、問題ページが 50 ページを超えると、3 時間を効率的に解く練習をしていなければ、時間内に解けないというおそれも出てくる。本年も時間ギリギリまでかかった受験生も多かったと推測される。

来年以降も問題ボリュームは 50 ページを超えることを想定しておく必要がある。

4. まとめ

令和元年度試験は、法令択一の C レベルの正解率をいかに 80%以上とし、得点が稼げたかで合否が決まるといえる。

法令多肢選択式は前年度並みであり、「多肢選択は得点源」という観点から 20 点以上は正解していなければならない。ただし、多肢選択 3 問すべてが基本という年度は少ないということは頭にいれておかなければならない。

法令記述はオーソドックスに極端に難易度の高い問題はなかったため、60 点満点中 30 点は得点できるといえた。しかし、全受験生の択一問題の出来具合で採点の厳しさの調整があることも留意しなければならない。ただし、過去の択一問題の肢問を十分吟味していれば、部分点を積み上げられているはずである。

令和元年 11 月 11 日
資格スクール大栄